

決 定

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

頭書事件について、当裁判所は、会社更生法125条1項及び2項の規定に基づき、次のとおり決定する。

主 文

- 1 更生会社につき、調査委員による調査を命ずる。
- 2 次に掲げる者を調査委員に選任する。

東京都千代田区麹町三丁目3番地KDX麹町ビル4階

弁護士 須 藤 英 章

- 3 調査委員は、次に掲げる事項について調査し、(1)から(4)までの事項が不当であると認めるとき又は(5)の決定を必要と認めるときは、速やかに報告しなければならない。
 - (1) 管財人が裁判所に対して提出する会社更生法84条1項の報告書の当否
 - (2) 管財人の作成する貸借対照表及び財産目録(会社更生法83条3項)の当否
 - (3) 管財人が提出する更生債権等についての認否書の当否
 - (4) 更生会社の業務及び財産の管理状況その他裁判所の命ずる事項に関する管財人の報告の当否
 - (5) 会社更生法100条1項に規定する役員等責任査定決定を必要とする事情の有無及びその決定の要否
- 4 調査委員は、更生計画案の当否について調査し、平成23年7月22日までにその結果及び意見を書面で提出しなければならない。
- 5 調査委員は、会社更生法の規定又は開始決定主文7項により裁判所の許可が必

要とされる事項について、管財人から意見を求められた場合には、管財人に対し、許可申請についての意見を述べなければならない。

- 6 調査委員は、その他更生事件に関し、調査委員による調査又は意見陳述を必要とする事項として裁判所が指定したものについて、速やかに結果及び意見を書面で提出しなければならない。

平成22年10月31日

東京地方裁判所民事第8部

裁判長裁判官 渡 部 勇 次

裁判官 福 井 章 代

裁判官 有 田 浩 規

別 紙

当 事 者 目 録

東京都新宿区西新宿八丁目15番1号

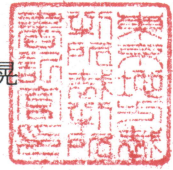
更 生 会 社	株 式 会 社 武 富 士
代 表 者 代 表 取 締 役	吉 田 純 一
申 立 人 代 理 人 弁 護 士	小 畑 英 一
同	植 村 京 子
同	本 山 正 人
同	柴 田 祐 之
同	島 田 敏 雄
同	倉 橋 博 文
同	本 多 一 成
同	上 野 尚 文
同	服 部 明 人
同	内 田 昌 彦
同	渡 邊 賢 作
同	高 田 千 早
同	森 拓 也
同	山 本 幸 治
同	高 野 大 滋 郎

以 上

これは謄本である。

同日同庁

裁判所書記官 石 井



見